

原子力施設等におけるトピックス  
(令和3年11月8日～11月14日)

令和3年11月17日  
原 子 力 規 制 庁

○令和3年11月8日～11月14日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和3年11月8日～11月14日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
11月12日	東京電力ホールディングス 株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	モニタリングポストの測定値異常について	事業者プレス公表

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス 該当なし

<その他> 該当なし

別紙 東京電力ホールディングス株式会社 HP 掲載資料

(お知らせ)

## モニタリングポストの測定値異常について

2021年11月12日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

2021年11月11日、発電所敷地周辺に設置しているモニタリングポスト<sup>\*1</sup>9台のうち、隣接している3台(MP-7,8,9)において、測定値に異常の可能性があることを確認しました。当該3台の11月9日午後9時頃から11月10日午前3時頃までの期間の値について、他のモニタリングポストの測定値の推移と異なっていたものです。

この事象を受け、本日（11月12日）、当該モニタリングポストを調査したところ、測定機能は、正しくデータが記録されていることから問題なく、データを外部へ伝送する過程で何らかの不具合が発生し、データが適切に表示されなかつたものと判断しました。

また、11月11日に測定値異常の可能性を確認した後、速やかに当該モニタリングポスト3台の近傍に可搬式のモニタリングポストを設置し、異常が発生していないことを確認しております。なお、当該期間の全ての排気筒モニタ<sup>\*2</sup>にも異常がないことを確認しております。測定値異常が確認されたモニタリングポスト3台については、引き続き、可搬式モニタリングポストにて、代替測定を実施しています。

今後、伝送機能の修理ならびに原因について調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。

以上

\*1 モニタリングポスト

発電所敷地周辺の9箇所に設置され、空間線量率を測定する装置。

\*2 排気筒モニタ

建屋内の空気を環境へ放出する際の放射線を測定する装置。

(東京電力ホールディングス株式会社HP掲載)